

令和5年第5回弘前市教育委員会会議録

日時 令和5年4月19日(水)
午後3時～午後3時21分
場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案の審議
議案第6号 弘前市学校給食審議会運営規則の一部を改正する規則案
議案第7号 弘前市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第8号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、
4番 柿崎 良樹 委員、5番 齋藤 由紀子 委員

◇欠席委員

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監 森 尚生、教育総務課長 菅野 洋、
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター所長 成田 頼昭、
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 熊谷 義昭、文化財課長 石岡 博之

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和5年第5回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 村谷 要 委員と5番 齋藤 由紀子 委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が3件となっております。

・議案第6号

○教育長（吉田 健） 議案第6号 弘前市学校給食審議会運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 議案第6号 弘前市学校給食審議会運営規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。提案理由といたしましては、弘前市議会令和5年第1回定例会において、弘前市附属機関設置条例の一部改正が承認され、弘前市学校給食審議会委員の任期が、「委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日まで」から「委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日まで」の実質2年未満へ延びたことに伴い、任期期間中に委員が欠けた場合における補欠委員の任期の取扱いについて条項を追加しようとするものであります。

なお、改正後の規定は公布の日から施行する旨を規定しております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第6号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は可決されました。

・議案第7号

○教育長（吉田 健） 議案第7号 弘前市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○教育センター所長（成田頼昭） 議案第7号 弘前市教育支援委員会委員の委嘱に

ついて、ご説明申し上げます。提案理由は、弘前市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。弘前市教育支援委員会は、例えば知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級など、子供たちの適切な学びの場について調査・審議する機関であります。その委員につきましては、医師、小・中学校教職員、特別支援学校職員、児童相談所職員、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者から、20名以内で、任期2年でお願いすることになっております。このたび、前回委嘱の任期2年満了により、今後2年の任期で委員を委嘱しようとするものです。区分につきましては、7名が継続、中学校長、特別支援学校職員が転退職に伴って、後任として依頼もしくは推薦をいただいたものです。

なお、前回から9名体制で進めております。審議件数が非常に多くなり、専門性を担保しつつ日程調整などして確実に会議を開くためのものです。小・中学校教諭について、所属校の子供がいる場合もあり、前回から含めない形で9名体制としているものです。

説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 2番（日景弥生委員） 基本的にどの委員も変わらないようですが、推薦などの根拠によるものと思いますので、それについてはご異議ありません。それとは少し違う話ですが、資料によると委員の定数は20名以内とありますが、先ほどの説明では半分以下の9名体制で進めているということでしたので、どのような根拠によるものか教えてください。
- 教育センター所長（成田頼昭） 長年、20名で審議を行ってきましたが、年々審議件数が増え、委員の日程調整の都合上、会議の開催が難しくなりました。そのため、会議を開催しやすくするために、前回から9名体制に変更したということです。また、20名の中には小・中学校の先生方も含まれていましたので、その分も減少しています。会議については、基本的には3名以上の部会が10回程度あり、その中には医師が必ず入るように調整しています。委員全員が出席する本会議を基本的に3回開催することにしております
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 議案第7号を可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は可決されました。

・議案第8号

○教育長（吉田 健） 議案第 8 号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（石岡博之） 議案第 8 号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。提案理由は、一部委員の退任に伴い、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例第 11 条第 3 項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。委嘱する委員は 2 名で、いずれも市の人事異動に伴う委員の更新であり、委嘱期間は前任者の残留期間となる令和 6 年 10 月 31 日までとなっております。当審議会に行政職員が入っている理由につきましては、審議会設立に際して、行政職員を入れるよう国の指導があったためであり、調査審議するに当たり関係機関の職員がいることで、情報共有や審議が円滑に運ばれております。弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員は、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例第 11 条に基づく附属機関であり、定数は 20 名以内となっており、現在は、14 名が委嘱されております。任期は 2 年で、再任されることができるとされております。委員の職務は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存、活用等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議することであり、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。今回更新の対象ではありませんが、その他の委員につきましても、所属する団体の推薦によるため、委員の長期化、高齢化が進んでおりますが、次回の更新に当たり、委員の交代が図れるよう関係団体に働きかけていきたいと考えております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○2 番（日景弥生委員） 2 年前も同じことを言ったと思いますが、改めて私の意見を述べたいと思います。私は審議会に行政職が入ることにはかなりの違和感があります。つまり、市が審議を求めたいということに対して、市の関係者が参加する、つまり一票を投じるというのは、個人的な意見ではありますが、まずいいのではないかと考えています。ですから、本来であれば、この立場の人はオブザーバー参加という形で、データ提示などをすればいいと考えています。審議会はもっと自由であって、少なくともバックに弘前市があるとかではなく、自由に意見を言い、それに耳を傾ける場だと思っています。恐らくこのほかにも同様の審議会などがあると思われまので、弘前市全体で審議会の構成を見直す必要があると思います。抜本的な問題なので本日の議題とは異なりますがご検討いただきたいと思えます。二点目は、これも同じように申し上げていますが、任期が長すぎるのはどうかということについてです。任期は長くても 10 年程度として、それ以上の継続は極力控えていただく、つまり、弘前市からの要請は原則として行わないこと

が望ましいと思います。年齢に関しても同様であるかと思われまので、併せてご検討いただきたいと思います。三点目については、ジェンダーの視点から見ると、まだまだ女性が少ないということです。いずれも今回の議案に直接関係するものではないと思いますが、弘前市が今後どのような観点から審議会を運営していくかが根本的な問題になると思いますので、然るべきところで、ご検討いただければと思います。

○文化財課長（石岡博之） まず一つ最初にご理解いただきたいのは、今回は委員の更新ではなくて欠員に対する更新でありますので、ほかの委員に関しましては先ほど申し上げたとおり、平成6年の任期までにいろいろなところに働きかけていきたいと思っております。日景委員が申されたとおり、弘前市の審議会の中には、行政職員が充て職で入るものが多数ございます。これに関しましては、例えば、今回の議案に関しましては、地区計画とか、消防の関係であるとか、そういう専門的な知識を有している人が必須であるからであります。その委員の資質に対して、行政職員であるからといって弾くことってというのは、審議会として成立しなくなるものと考えておりますので、委員のおっしゃることはもっともでございますが、行政職員が必要である場合は、行政職員を入れて検討するということは、今後も考えていかなければならないと思っております。以上です。

○教育長（吉田 健） 今、文化財課長からの話でしたが、本来市役所の職員が入ってはいけないというのは、まさに日景委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、今回の件に関しては、国の意向もありますので、全てをこのように入れるのではなく、例えば先ほどの教育支援委員会に入るようなことはないわけですので、あくまで各機関に応じた対応をするということです。今回は文化庁の指導によるものであって、行政が動かなければ実質的な保存ができないという国の見方がありましたので、それに乗った例外的なケースであることをご理解いただきたいと思います。また任期の長い方、高齢の方、男女のジェンダーバランスについても今まさに見直しの過渡期と考えます。ただ、このような専門知識を持っている人が非常に少なく、遅れている気はしています。先ほど申し上げた教育支援委員会には大分女性に入っていましたでしたが、今後は日景委員から指摘のあった、任期、年齢、ジェンダーバランスの見直しを極力進め、ただ、国からの指導に関しては特殊な事情として、改めてお話ししますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第8号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は可決され

ました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和5年第5回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時21分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

署名者 村 谷 要

署名者 齋 藤 由紀子